

利用規約

本規約は、株式会社りらく（以下「当社」といいます）が媒介するセラピストが提供する施術サービスをお客様が利用する場合に適用される条件を定めるものです。

お客様が施術サービス（第1条に定義します）を利用若しくは予約し、第5条に従い会員登録を完了し、またはギフトカード（第1条に定義します）を購入した時点で、本規約の内容に同意したものとみなします。

第1章 定義

第1条（定義）

本規約において使用される各用語は、文脈上別異に解すべきことが明らかな場合を除き、以下に定める意味を有します。

- ① 「施術契約」とは、当社の媒介によりお客様とセラピストの間で締結される施術サービスに関する契約をいいます。なお、当社では、当社の媒介によりお客様とセラピストとの間で締結されることとなります。
- ② 「施術サービス」とは、お客様に提供するリラクゼーション・ボディケアの提供に係るサービスをいいます。
- ③ 「セラピスト」とは、当社店舗においてお客様に施術サービスを提供する者をいいます。なお、セラピストは、チャージポイント等、ギフトカード及びキャッシュレス決済用ポイントの加盟店であり、セラピストに対する施術代金の支払にチャージポイント等、ギフトカード及びキャッシュレス決済用ポイントを利用することができます。
- ④ 「施術代金」とは、施術契約に基づく施術サービスの代金をいいます。
- ⑤ 「キャッシュレス決済手段」とは、クレジットカード決済その他当社が別途指定する現金支払以外の決済手段をいい、キャッシュレス決済手段を利用した決済を「キャッシュレス決済」といいます。
- ⑥ 「キャッシュレス決済用ポイント」とは、本規約の定めに従いキャッシュレス決済用ポイントとして当社が発行する第三者型前払式支払手段をいいます。
- ⑦ 「会員」とは、本規約に定める内容に同意の上、当社店舗または当社アプリにおいて入会の申込みを行い、当社所定の会員登録手続を完了されたお客様をいいます。
- ⑧ 「メンバーズカード」とは、会員に対して当社が発行する会員番号の記載されたカードまたは当社アプリ上の会員ページに表示されるメンバーズカード画面をいいます。
- ⑨ 「当社アプリ」とは、施術サービスに関連して当社が運営する『りらくる公式アプ

リ』をいいます。

- ⑩ 「会員ページ」とは、当社ウェブサイトまたは当社アプリ上に表示される会員用サービスページをいいます。
- ⑪ 「会員ページ利用者」とは、当社所定の方法で会員ページの利用登録をした会員をいいます。
- ⑫ 「事務連絡等」とは、当社のお客様に対する重要情報を含む事務連絡並びに各種サービス案内やキャンペーン等の通知及び情報提供を個別にまたは総称していいます。
- ⑬ 「チャージポイント」とは、本規約の定めに従いチャージポイントとして当社が発行する第三者型前払式支払手段をいいます。
- ⑭ 「回数券」とは、本規約の定めに従い回数券として当社が発行する第三者型前払式支払手段をいいます。
- ⑮ 「ボーナスポイント」とは、本規約の定めに従いボーナスポイントとして当社が発行するポイントをいいます。
- ⑯ 「期間限定ポイント」とは、ボーナスポイントのうち、有効期間を第 19 条第 3 項第 2 号に定める期間と異なる期間とし、かつ、利用用途を当社が別途定めた用途に限定したものをいいます。
- ⑰ 「チャージポイント等」とは、チャージポイント、回数券、ボーナスポイント及び期間限定ポイントを個別にまたは総称していいます。
- ⑱ 「ギフトカード」とは、本規約の定めに従いギフトカードとして当社が発行する第三者型前払式支払手段をいいます。

第 2 章 サービス利用規約

第 2 条 (施術契約)

- 1 施術契約は、お客様とセラピストとの間に成立するものであり、当社は施術契約の当事者になりません。お客様に対し施術サービスを提供する義務は、専らセラピストがお客様との施術契約に基づいて負い、当社は当該義務を負いません。
- 2 当社は、お客様及びセラピストの間の施術契約の締結を媒介するにあたり、当社所定の方法により、お客様に対し、施術サービスの内容及び施術料金に関する情報を提供します。お客様は、かかる施術サービスの内容及び施術料金がセラピストにより個別に定められたものであることを了承の上、自らの責任でセラピストに対し施術契約の申込みを行うものとします。
- 3 お客様は、セラピストがあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）に基づく免許を受けた者ではないこと、及び、施術契約に基づき提供される施術サービスが医療行為または治療行為にあたらぬことを予め了

承するものとします。

- 4 お客様は、施術契約に基づきお客様からセラピストに支払われる施術代金について、当社がセラピストに代わってお客様から受領する権限を付与されていることを予め了承するものとします。
- 5 セラピストに対する施術代金の支払いは、当社が別途許容する場合を除き、現金決済に限られます。但し、キャッシュレス決済を希望するお客様については、キャッシュレス決済手段により施術代金と同額のキャッシュレス決済用ポイントを当社より購入した上で、即時に当該キャッシュレス決済用ポイントをセラピストに対する施術代金の支払いに充てる方法より当該施術代金を支払うことができるものとします。
- 6 キャッシュレス決済用ポイントは、その購入と同時にセラピストに対する施術代金の支払に使用する場合に限り、キャッシュレス決済手段により 1 ポイント 1 円で購入することができるものとし、その購入と同時に 1 ポイント 1 円として、セラピストに対する施術代金の全部または一部の支払いに利用するものとします。なお、キャッシュレス決済用ポイントの購入にはボーナスポイントは付与されません。
- 7 お客様がキャッシュレス決済用ポイントにより施術代金の支払いを行った後に、かかる施術代金について施術契約の解約その他の返金事由が生じた場合、かかる返金は、キャッシュレス決済用ポイントの購入に係るキャッシュレス決済を取り消す方法により行われます。但し、お客様が利用されたキャッシュレス決済手段に係る制限（キャッシュレス決済を取り消すことのできる期間の経過等）その他の事情により、当該キャッシュレス決済を取り消すことができない場合は、当社が別途指定する他の方法により精算するものとします。
- 8 セラピストは、法令上の義務がある場合を除き、施術契約に基づく施術サービスの提供に関し、お客様に対して適格請求書（インボイス）（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。その後の改正を含みます）で定めるものをいいます）を交付しません。

第 3 条（施術サービスの予約）

- 1 お客様は、当社所定の方法により、当社が施術契約の締結を媒介することができる日時及び店舗の中から希望する日時及び店舗を指定し、施術サービスの予約申込みを行うことができます。また、お客様は、当社所定の方法により、予約の変更または取消しを行うことができます。
- 2 当社は、お客様から第 1 項の予約申込みがあった場合、当該予約申込みのあった日時及び店舗において、お客様がセラピスト（なお、当社が施術契約の締結を媒介できるセラピストの中からお客様が特定のセラピストを指名した場合には、かかる指名されたセラピストをいいます。以下本条において同じです）から施術サービスを受けられるよう、施術契約の締結を媒介します。
- 3 お客様が事前に何らの連絡もなく、予約の際に指定した日時に来店されなかった場合、

当該予約は取り消されるものとします。当社として悪質と判断した際には、それ以降、お客様に対し施術サービスの提供が行われない場合があることを了承するものとします。

第 4 条（免責）

- 1 当社は、施術契約に基づくセラピストのお客様に対する義務の履行並びに施術サービスの内容、品質、安全性、適法性及び有用性等について何ら保証せず、施術サービスの不履行、瑕疵、欠陥その他お客様とセラピストとの間に生じる取引上の一切の問題は、お客様がセラピストとの間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。
- 2 当社は、施術サービスに起因または関連してお客様に生じた損害について、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、お客様に対しこれを賠償する責任を負いません。なお、如何なる場合においても、当社は、施術契約または施術サービスに起因または関連してお客様に生じた損害について一切責任を負いません。
- 3 お客様は、免責事項その他当社またはセラピストが同意・確認を求めた事項について、施術サービスの提供を受ける前にご確認下さい。これらの事項について、署名その他当社所定の方法によりお客様から同意・確認を得られない限り、セラピストはお客様に対して施術サービスを提供しません。

第 3 章 会員規約

第 5 条（入会）

お客様は、会員となることを希望する場合、当社店舗または当社アプリにおいて入会の申込みを行い、当社所定の会員登録手続を完了するものとします（なお、お客様が未成年者の場合は、これに加えて入会につき親権者の同意を得るものとします）。

第 6 条（入会金・会費）

会員となるにあたり、入会金及び会費は一切かかりません。

第 7 条（会員の特典）

会員は、当社店舗でセラピストにメンバーズカードを提示するか、または、当社所定の方法により会員の本人確認がなされることを条件として、会員ページの閲覧及び利用並びに E メール等による当社からの事務連絡等の受領ができます。

第 8 条（メンバーズカードの発行・管理）

1. 当社は、原則として会員 1 名につき 1 つのメンバーズカードを発行します。メンバーズカードは、当社全店舗で利用可能であり、有効期限は設けておりません。

2. 会員は、善良な管理者の注意をもってメンバーズカードを使用・保管するものとし、会員は、メンバーズカードを他人に使用させてはならず、メンバーズカードを他人に貸与・譲渡することはできないものとします。
3. 前項の定めに違反したことに起因して会員が損害を被った場合においても、かかる損害について当社は一切の責任を負いません。また、当社は、メンバーズカードの提示者を会員本人とみなすことができるものとし、当該提示者が会員本人でなかった場合でも当社は会員に対して一切の責任を負いません。

第 9 条 （登録内容の変更）

登録済みの電話番号またはEメールアドレスが変更となった場合、会員は、速やかに自ら会員ページにアクセスし、登録内容変更手続を行うものとします。会員がかかる登録内容変更手続を行わなかったことにより何らの損害を被った場合においても、当社は一切の責任を負いません。

第 10 条 （メンバーズカードの再発行）

1. メンバーズカードについて紛失・盗難・毀損・滅失・識別不能な破損等が生じた場合において、会員から再発行の申し出があったときは、当社は、所定の手続により、店舗にて新たな会員番号のメンバーズカードを再発行します。
2. メンバーズカードの紛失・盗難が発生した場合、会員は、悪用被害防止のため、速やかにその旨を当社に申し出て再発行の手続を行って下さい。また、悪用被害を回避する目的等で当社が必要と認めた場合、会員はメンバーズカードの差替えに協力するものとします。
3. 再発行の手続が完了した時点で従前のメンバーズカードは失効し、使用できなくなりますが、それまでの間に当該メンバーズカードが他人に利用された場合等においても、それに伴うチャージポイント等の残高の減少等について当社は一切の責任を負いません。

第 11 条 （メンバーズカードの提示がない場合等の本人確認について）

会員からメンバーズカードの掲示が無い場合、または、紛失・盗難等による再発行の申し出があった場合等において、当社は、第三者によるなりすましを防止するため、会員登録時に会員より提供された会員情報を照合することにより会員本人であることを確認します。

第 12 条 （会員ページ用ID・パスワード）

1. 当社は、会員ページ利用者に対し、会員ページにログインするためのID及びパスワードを付与します。パスワードは当社が認めた範囲内で会員ページ利用者が任意に変更することができます。

2. 会員ページ利用者は、自己のID及びパスワードの使用及び管理について一切の責任を負うものとし、自己のID及びパスワードが第三者に無断使用されていること、またはそのおそれがあることが判明した場合、直ちに当社所定の届出を行うものとします。
3. 当社は、会員ページ利用者のID及びパスワードを用いてなされた一切の行為について会員ページ利用者本人が行ったものとみなすことができるものとし、会員ページ利用者の故意または過失の有無にかかわらず、ID及びパスワードが他人に使用されたことに起因して会員ページ利用者が被った損害について一切の責任を負いません。

第13条 (会員ページの利用にあたっての禁止事項)

1. 会員ページの内容・情報等、会員ページに含まれる著作権・商標・その他の知的財産等はすべて当社に帰属するものであり、会員ページ利用者はこれらの権利を侵害、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。
2. 会員ページの利用に際し会員ページ利用者は次の行為を行ってはならないものとします。
 - ① 会員ページの利用登録の際、虚偽の情報を登録する行為。
 - ② 会員ページの利用によって取得した情報を営業・営利目的に利用する行為、公序良俗に反する行為、または法令に違反する行為。
 - ③ 他の会員ページ利用者または第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為。
 - ④ 当社、他の会員または第三者に成りすます行為。
 - ⑤ 会員ページ利用者として有する権利を第三者に譲渡、売買、承継、貸与、質入、開示または漏洩、もしくは行使する行為。
 - ⑥ コンピュータ・ウィルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを含む情報を保存または送信する行為。
 - ⑦ ジャンクメール、スパムメール、チェーンメールまたは勧誘もしくは宣伝等を目的とした迷惑メッセージを送信する行為。
 - ⑧ 一度に大量のデータを送信する等、システムに極端な負担をかける行為。
 - ⑨ 会員ページに接続しているシステム全般について、権限なく不当にアクセスする行為その他当社に損害を与える行為。
 - ⑩ 上記の他、会員ページの提供もしくは会員ページの提供の為に使用するシステムの運営を妨げる行為、当社の信用を毀損する行為、当社に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
 - ⑪ その他、当社が不適切と認めた行為。

第14条 (会員ページの変更及び一時利用停止)

1. 当社は、会員ページ利用者に予告することなく会員ページの内容を追加、変更または中止することができるものとします。

2. 当社は、次のいずれかに該当する場合、会員の承諾なくして会員ページの利用を一時的に停止することができるものとし、それによって会員に生じたいかなる損害についても一切の責任を負わないものとします。
 - ① 会員ページ利用者がメンバーズカード会員資格を喪失した場合。
 - ② 会員ページ利用者が本規約のいずれかに違反した場合。
 - ③ システム保守、その他運営上の必要がある場合。
 - ④ 天災、停電、ネットワーク回線の障害その他の事由により、会員ページを継続することが困難になった場合。
 - ⑤ 会員ページ利用者について当社が会員ページ利用者として不適切と判断した場合。

第 15 条 (会員ページ利用の免責)

1. 当社は、会員ページの内容・情報等の完全性・正確性・有用性、会員ページの動作環境、及び、会員ページにおいて当社が採用する暗号技術を含めたシステム上の完全性等について、いかなる保証も行いません。
2. 当社の故意、または重大な過失による場合を除き、当社は、会員が会員ページを利用したこと、または、会員ページを利用できなかったことに起因して生じた会員の損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 会員が会員ページの利用に関連して、他の会員または第三者に対して何らかの損害等を与えた場合には、当該会員はその責任と費用負担においてこれを解決し、当社に一切の損害、損失、不利益等を与えないものとします。
4. 会員ページの利用に係る通信料は会員ページ利用者各自の負担となります。

第 16 条 (会員に対する E メールによる通知・情報提供)

1. 会員は、当社が、事務連絡等を行うため、会員が会員登録時に登録した E メールアドレス宛に E メールを送信することについて予め承諾するものとします。ただし、当社が広告または宣伝を行う手段として送信する E メールについては、会員が当該 Eメールの受信を拒否する意思表示をした場合、当社は当該 Eメールを送信しません。
2. 当社の会員に対する事務連絡等は、現に会員がその内容を認識するか否かにかかわらず、登録された E メールアドレス宛に当社が Eメールを送信したときをもって会員に到達したものとみなされ、事務連絡等に関し当社がかかる Eメールの送信以外の連絡方法を講じなかったとしても、会員は、当社に対しいかなる請求もできないものとします。

第 17 条 (退会)

1. 会員は、自ら会員ページにて退会手続を行うことにより、いつでも退会することができます。また、会員が死亡した場合は当然に退会となります。

2. 退会した場合、直ちに会員ページは利用停止となり、保有していたチャージポイント等はすべて失効します。
3. 退会後は、その後に再入会した場合を含め、いかなる場合においても退会により失効したチャージポイント等の再度付与は行いません。
4. 会員は、退会後直ちに会員の責任でメンバーズカードを切断・破棄するものとします。
5. 退会手続が行われたとしても、その時点で既に発生した会員の債務には影響を及ぼさず、本規約が適用されます。

第 18 条 （会員特典の利用停止及び資格喪失）

1. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は、会員に通知することなく、会員特典の利用を停止し、または、会員の資格を喪失させることができるものとします。
 - ① 入会時に虚偽の申告をした場合
 - ② 本規約のいずれかに違反した場合
 - ③ 会員が第 25 条第 1 項各号のいずれかに該当し、または同条第 2 項各号に定める行為を行った場合
2. 会員が会員資格を喪失した場合、直ちに会員ページは利用停止となり、保有していたチャージポイント等はすべて失効します。
3. 資格喪失後は、その後に再入会した場合を含め、いかなる場合においても資格喪失により失効したチャージポイント等の再度付与は行いません。
4. 会員は、資格喪失後直ちに会員の責任でメンバーズカードを切断・破棄するものとします。
5. 会員が会員資格を喪失したとしても、その時点で既に発生した会員の債務には影響を及ぼさず、本規約が適用されます。

第 19 条 （チャージポイント等の取得及び利用）

1. チャージポイントの購入
 - ① 会員は、当社店舗において、または当社が別途定める方法で、現金その他当社が別途指定する決済手段により、1 ポイント 1 円でチャージポイントを購入することができます。ただし、チャージポイントの購入は、10,000 ポイント以上かつ 5,000 ポイント単位とします。
 - ② チャージポイントの有効期限は、購入・取得日当日からその 6 ヶ月後の応当日の前日までとなります。
2. 回数券の購入
 - ① 会員は、当社が別途定める販売期間内に限り、当社店舗または当社アプリにおいて、現金その他当社が別途指定する決済手段により、当社所定の券面額の回数券を購入することができます。

- ② 回数券の有効期限は、回数券の付与日から当社が別途指定する期限までとします（但し、付与日の6ヶ月後の応当日の前日を超えることはありません）。
3. ボーナスポイントの付与
- ① 以下に定める場合には、無償で当社所定のボーナスポイントが会員に付与されます。
- (a) 会員がギフトカードまたはチャージポイントを購入した場合
 - (b) 会員がセラピストによる施術サービスを利用した場合
 - (c) その他当社が別途定める場合
- ② ボーナスポイントの有効期限は、当社店舗において最後に施術サービスを利用した日からその6ヶ月後の応当日が属する月の末日までとなります。有効期限を過ぎる前に当社店舗において施術サービスを利用した場合、当該ボーナスポイントの有効期限は、さらに当該日の6ヶ月後の応当日が属する月の末日まで延長されますが、有効期限までに再度の利用がない場合、当該ボーナスポイントは失効となります。
4. 期間限定ポイントの付与
- 前項の定めにかかわらず、期間限定ポイントは、当社のキャンペーン等を行う際に当社が別途定めた付与条件で会員に付与されます。
5. チャージポイント等の利用
- ① 会員が購入または取得したチャージポイント等は、当該会員の会員情報と紐付けられ、当社が管理するサーバーに記録されます。
- ② チャージポイント、ボーナスポイント及び期間限定ポイントの利用条件
- (a) チャージポイント、ボーナスポイント及び期間限定ポイントは、1ポイント1円として、セラピストに対する施術代金の全部または一部の支払いに利用することができます。なお、チャージポイントは、会員が自身の施術代金と他のお客様の施術代金とを合算して支払う場合に限り、当該他のお客様の施術代金の支払いにも利用することができます。
 - (b) チャージポイントは、購入・取得日当日より利用することができます。
 - (c) ボーナスポイント・期間限定ポイントは、次回利用時より、300ポイント以上かつ10ポイント単位で利用することができます。
- ③ 回数券の利用条件
- (a) 回数券は、その券面額をもってセラピストに対する施術代金の全部または一部の支払いに利用することができます。
 - (b) 回数券は、当社所定の利用開始日より、1枚単位で利用することができます（1回の支払いに複数枚の回数券を利用することも可能です）。
 - (c) 回数券の券面額（複数枚利用の場合はその合計額）に満たない施術代金の支払いに利用することはできません。

(d) 当社は、回数券について、本条に定めのない、または、本条に定める内容と異なる利用条件を販売時に別途定める場合があります。

④ チャージポイント等に関するその他の利用条件

(a) 複数の種類（チャージポイント、回数券、ボーナスポイント又は期間限定ポイントの別）のチャージポイント等を保有している場合、いずれの種類のチャージポイント等を利用するかを利用時にお客様にて選択することができます。

(b) チャージポイントまたは回数券の利用を選択する場合、残存するチャージポイントまたは回数券のうち最も早くに有効期限が到来するものより順に利用するものとします。

(c) 保有できるチャージポイント等に上限はありません。

(d) 当社所定の方法に従って回数券を譲渡する場合その他当社が別途許容する場合を除き、チャージポイント等は会員本人のみが利用することができ、他の会員への譲渡や移行はできません。

(e) メンバーズカードを何らかの理由で複数枚所有することとなった場合でも、それぞれのメンバーズカードに係るチャージポイント等の残高を一つのメンバーズカードに統合することはできません。

(f) チャージポイント等は有効期間の経過により失効します。

(g) チャージポイント等の払戻し・返金については、第 20 条に定めるものを除き、いかなる理由をもっても応じかねます。

(h) 施術代金の支払いにチャージポイントを利用した後に、かかる施術代金について施術契約の解約その他の返金事由が生じた場合において、セラピストから当社に対し当社所定の方法で申請があったときは、かかるチャージポイントの利用を取り消す（チャージポイントの残高を当該利用の前の状態に戻す）場合があります。かかる場合、当該利用に伴うボーナスポイントの付与も同時に取り消されます。

(i) チャージポイント等の残高は、会員ページにて確認することができます。

第 20 条（チャージポイント等の廃止）

1. 当社は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、チャージポイント等の全部または一部を廃止することがあります。この場合、当社所定の方法により会員に周知します。

2. 当社がチャージポイントを廃止する場合、会員は、当社に対し、当社所定の方法により、保有するチャージポイントの払戻しを求めることができるものとし、当社は、当社所定の方法でかかる払戻しを行います。なお、当社は、ボーナスポイントまたは期間限定ポイントを廃止する場合であっても、会員は、ボーナスポイントまたは期間限定ポイント

の払戻しを求めることができません。

3. 第 1 項に基づいて当社がチャージポイント等の全部または一部を終了した場合であっても、当社は、前項に定める払戻義務のほかは、一切の責任を負いません。

第 4 章 ギフトカード

第 21 条 (ギフトカードの発行・利用・有効期限)

1. ギフトカードの発行

ギフトカードは、当社全店舗及び当社アプリにおいて、現金その他当社が別途指定する決済手段により、購入することができます。規定価格のギフトカードを購入するとボーナスポイントが付与されます。

2. ギフトカードの譲渡

購入したギフトカードは、ギフトカードの交付またはバーコード情報の通知により第三者に譲渡することが可能です。

3. ギフトカードの利用

① ギフトカードを利用するお客様または会員は、ギフトカードに係るチャージポイントを施術代金の支払いに利用する際、当社店舗においてセラピストに自身のメンバーズカードを提示し、当該メンバーズカードに当該ギフトカードに係るチャージポイントを移行する必要があります（ギフトカードを利用しようとするお客様が非会員の場合は、会員登録を行った上で、その際に発行されたメンバーズカードについて上記の移行を行う必要があります）。なお、ギフトカードに係るチャージポイントをメンバーズカードへ移行するにあたっては、当該ギフトカードに係るチャージポイントの全部を移行しなければならない、一部のチャージポイントのみを移行することはできません。かかる移行手続きにより、当該ギフトカードに係るチャージポイントが当該お客様または会員の会員情報と紐付けられ、当社が管理するサーバーに記録されます。

② 前号の定めにかかわらず、ギフトカードの購入者が会員である場合、購入者本人は、自己が購入したギフトカードに係るチャージポイントを自己のメンバーズカードに移行させることはできません。

4. 有効期限

譲渡の有無にかかわらず、ギフトカード及び当該ギフトカードからメンバーズカードに移行されたチャージポイントの有効期限は、当該ギフトカードの購入・取得日当日からその 6 ヶ月後の応当日の前日までとなります。疑義を避けるために付言すると、ギフトカードに係るチャージポイントをメンバーズカードに移行した日が有効期限の起算日となるわけではありません。

5. ギフトカードの禁止事項

- ① ギフトカードの紛失または盗難があった場合その他いかなる場合であっても、当社は、ギフトカードの機能停止・換金・返金・交換・再発行は行いません。
- ② 次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると当社またはセラピストが判断した場合、お客様または会員は、ギフトカードの利用がセラピストにより拒否される場合があることを予め了承するものとします。かかる場合、当該ギフトカードは失効するものとします。
 - (a) お客様または会員が、不正な方法によりギフトカードを取得し、または不正な方法により取得したギフトカードであることを知って使用した場合。
 - (b) ギフトカードが改ざん・偽造または変造されたものである場合。
 - (c) その他、ギフトカードが不正に利用された場合。

第5章 一般条項

第22条 (お問い合わせ窓口)

本規約に定める事項に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

【お問い合わせ窓口】

株式会社りらく

〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天1丁目2番1号

TEL：050 - 8881-1720

月曜日～金曜日 9：00～17：00 (年末年始・土日祝日については休業)

第23条 (本規約の変更)

1. 当社は、次に掲げるいずれかの場合には、本規約を変更することにより、変更後の本規約の条項について合意があったものとみなし、個別にお客様と合意をすることなく本規約の定めに基づくお客様及び当社との間の契約を変更することができるものとします。
 - ① 本規約の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。
 - ② 本規約の変更が、本規約の定めに基づくお客様及び当社との間の契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社が前項の規定により本規約の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知いたします。
3. 第1項第2号の規定による本規約の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力は生じません。

第 24 条 (担保権設定の禁止)

お客様は、チャージポイント等、メンバーズカード、ギフトカードその他本規約の定めに従い発生するお客様の権利について質権等担保権を設定することはできないものとします。

第 25 条 (反社会的勢力等の排除)

1. お客様が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社店舗において施術サービスを利用することはできません。

- ① 暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号。その後の改正を含み、以下「暴対法」といいます) 第 2 条で定義される暴力団員をいいます。以下同じです) または暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者
- ② 暴力団準構成員 (暴力団員以外の暴力団 (暴対法第 2 条で定義される暴力団をいいます。以下同じです) と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者または暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与する者)
- ③ 暴力団関係企業 (暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するものまたは業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業) に属している者
- ④ 総会屋等 (総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- ⑤ 社会運動等標ぼうゴロ (社会運動若しくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者)
- ⑥ 特殊知能暴力集団等 (暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人)
- ⑦ 集団的または常習的に暴力的行為その他の違法行為 (犯罪行為を含みます) 等を行い、または行うことを助長する虞のある団体に属している者及びこれらの者と取引のある者
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律 (平成 11 年法律第 147 号。その後の改正を含みます) に基づき処分を受けた団体に属している (若しくは属していた) 者及びこれらの者と取引のある者、またはかかる団体の構成員の影響下にある (若しくは影響下にあった) 者若しくはこれらと取引のある者
- ⑨ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律 (平成 11 年法律第 136 号。その後の改正を含みます) に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等收受を行いま

たは行っている疑いのある者及びこれらの者と取引のある者

⑩ その他前各号に準ずる者

2. お客様は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた要求行為

③ 脅迫的な言動または暴力を用いる行為

④ 偽計または威力を用いて当社の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

⑤ その他前各号に準ずる行為

第 26 条 (準拠法)

本規約の効力・履行及び解釈に関しては、すべて日本法が適用されるものとします。

第 27 条 (合意管轄)

本規約に関して訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。